

高齢者計画・第6期介護保険事業計画 策定委員会 第5回要旨録

会議名	高齢者計画・第6期介護保険事業計画 策定委員会	
日時	平成26年10月28日（火）午後3時00分～午後5時00分	
場所	八王子市役所 職員会館2階 第2・第3会議室	
出席者氏名	委員	鏡諭、島津淳、荒木弘子、今澤隆一郎、多々井克昌、田中泰慶、伊藤光江、岩倉真弓、櫻田朋子、野津山貴、吉本由紀、割田みえ子、数井学、山内英史、文入重鶴、村上正人
	市側	<p>豊田福祉部長、田口医療保険部長、細川健康部長</p> <p>【高齢者いきいき課】 石黒課長、元木課長補佐、吉本主査、 壽崎主査、相川主事、増田主事、 中瀨主事</p> <p>【介護保険課】 伊比課長、大澤課長補佐、清水主査、 中村主査</p> <p>【高齢者福祉課】 溝部課長、小林主査</p> <p>【福祉政策課】 辻井課長</p> <p>【地域医療政策課】 高橋課長</p> <p>【南大沢保健福祉センター】 中野目課長</p>
欠席者	久永美幸	
次第	<p>【議題】</p> <p>(1) 介護予防給付の見直しと地域支援事業の充実について</p> <p>(2) パブリックコメント用「報告書（素案）」の作成について</p> <p>(3) 元気高齢者の市民力・地域力の向上や各種団体の連携強化について</p> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『実態調査結果報告書』について ・今後の予定について 	
公開・非公開の別	公開	
非公開理由		
傍聴人の数	5人	
配布資料	<p>【当日配布】</p> <p>(1) 資料5-1 介護予防・日常生活支援総合事業について</p> <p>(2) 資料5-2 『八王子市高齢者計画・第6期介護保険事業計画』（策定委員会向け原案）</p> <p>(3) 資料5-3 『八王子市高齢者計画・第6期介護保険事業計画策定にあたっての実態調査報告書』</p> <p>(4) 資料5-4 今後の予定について</p> <p>※ その他参考資料あり</p> <p>※ 資料5-1及び5-2は、政策形成過程資料であるため、委員のみ配布とし、非公開</p>	

【議事内容】

- 事務局より欠席及び傍聴者の報告
- 座長による開会の宣言
- 事務局より資料の確認

(1) 介護予防給付の見直しと地域支援事業の充実について

●事務局より資料説明

委員：介護予防・日常生活支援総合事業は、開始されると全面的にガラッと変わるのか、それとも現行の制度を引きずるような形で移行していくのか。

事務局：現在と同じサービスが必要と認められた方には、引き続き新たな事業として同様のサービスが提供される。ケアプランの見直しや事業者の実施体制を見ながら、より緩和されたサービスでも対応可能だと認められる方から、十分説明を行いケアプランの有効期限があけたところから順に移行してもらおう。新総合事業の適用年度だからといって、一斉に受けているサービスが変わるわけではない。

座長：介護給付では、サービスプロフェッショナルの事業者から受けていたが、事業になっても引き続き事業者からサービスを受けられる構造が用意されている。事業でも、中心となるのは現行のプロフェッショナルの事業者によるサービスであり、緩和した基準によるサービスや、住民主体による支援といった多様なサービスについては、それでもよいという方が別の形のサービスとして使えるようになる。お金の出方は異なるが、サービスの内容についてはそれほど大きな変化はない。給付から事業になることに対して市民が不安にならないように、引き続き丁寧に説明を続けてほしい。

副座長：多様なサービスの担い手になる、NPOやボランティアとの市との話し合いは予定されているのか。また、情報を一番持っているのは委員の方だと思うので、情報があれば教えてほしい。

事務局：今後、順次制度の内容を説明していく。サービスを定期的に安定的に実施できる体制の確保や研修が必要なため、NPOやボランティアが制度の一部として多様なサービスを担うには、しばらく時間がかかるのではないかと。地域で行われている意見交換会に積極的に参加し、体制の充実がどのくらいの時間でできるのか、情報の収集に努めたい。

委員：地域の受け皿となる地域資源については、地域包括支援センターに市から照会が来ている。各15圏域で状態はまちまちでだということ感想を持っている。

事務局：まだ情報については集計を行っていない。

委員：「ケアマネジャーの判断基準統一」とあるが、ケアマネジャーは今後どういった動きをする必要が出てくるのか。

事務局：まず、ケアプランの分析をお願いしたい。プロフェッショナルな事業者でなくても対応できるようなサービスを利用している人が現在どのくらいいるのか、市としてはサービスを提供できる事業者がどのくらいいるのかという情報を持ち寄り、それに基づいて、どのような方にどのような基準で利用を勧めていけばよいのか、八王子市として無理のない実施範囲を検討していきたい。

副座長：生活支援コーディネーターと協議体の設置について、介護予防・日常生活支援総合事業の成功に不可欠なものであるため、国の考え方を参照した上で進めてほしい。

事務局：生活支援コーディネーターと協議体の設置については、平成27年度なるべく早い時期にスタートさせる。

(2) パブリックコメント用「報告書(素案)」の作成について

(3) 元気高齢者の市民力・地域力の向上や各種団体の連携強化について

座長：「(3) 元気高齢者の市民力・地域力の向上や各種団体の連携強化について」は、計画書案の中で説明するという形で「(2) パブリックコメント用「報告書(素案)」の作成について」と合わせて進行する。

●事務局より『八王子市高齢者計画・第6期介護保険事業計画』第1章の説明

副座長：できるだけ市民にとって分かりやすく見やすい計画書にしてほしい。

専門用語等については、用語集を後ろにつけるのではなく、側注にするなどの対応がよいのではないか。

事務局：脚注及び、巻末にまとめて資料として用語解説を載せる。現時点では、まだ文章全体と図版の大きさが決定していないため掲載できていない。

委員：計画書全体に目を通すのは大変なため、概要版をつくってほしい。また、高齢者あんしん相談センターと地域包括支援センターという名称の使い分けについては、きちんと分かるように注釈等で説明する必要がある。

委員：11ページの図中の囲み文字の大きさが小さく、高齢者には読みづらいのではないか、この文字は完成版でも残るのか。

事務局：高齢者あんしん相談センターと地域包括支援センターという名称の使い分けについては、そのように明示する。現段階で小さくなっている

文字については、画像の中に入っているため小さくなってしまっており、完成段階ではこのような大きさはならないようにする。

●事務局より『八王子市高齢者計画・第6期介護保険事業計画』第2章の説明委員：計画書中のグラフや表についてはカラー化も検討しているのか。また、19ページの「④町会自治会加入率」については、誤解を招く恐れがある。戸建ての多い地域ならよいが、マンションやアパート、学生寮のある地域では町会自治会に加入していないところはかなりあるため、大変低い値になる。きちんと条件整理をしないと町会自治会加入率が大変低くなり、問題が起こるため注意してほしい。

事務局：カラー印刷については難しい。インターネット上で掲載するものに関しては、配色等に配慮したものを掲載する。また、各種データの掲載については、そのままでは誤解を与える恐れがあるため、注記や掲載の見合わせ等について、最後の段階でもまとめて確認の機会をつくる。

●事務局より『八王子市高齢者計画・第6期介護保険事業計画』第3章の説明座長：『八王子版』地域包括ケアシステム イメージ図』について、地域包括ケアシステムは国が標榜しているシステムであるが、八王子市としての地域包括ケアシステムの特徴は何であるのかを、議論する必要がある。特に在宅医療等の介護と医療との連携という点ではどうなのか。

委員：地域包括ケア研究会の地域包括ケアシステムにおける「5つの構成要素」の図との関連性はどうなっているのか。地域包括ケア研究会の図では、葉にも意味があり、それぞれの人たちがどの葉が大きいのかということで、パターンが違ってくるといっても表しているという話を聞いた。

事務局：地域包括ケア研究会の図も参照して作成した。八王子市全域をイメージし、医療・介護それぞれの取り組みに関連する、または将来的には関連するアクターを掲載しており、どういったものが関連してくるのかを重視してアレンジを加えている。

委員：こういった計画では、どうしても地域や家庭を抜きにして、老人がどこかに押し込められるかのように見えてしまう。高齢者にも孫や家族がいるし、広い地域の中で高齢者がどう生きていくかという絵を見せてほしい。

座長：「(4)在宅医療・介護の連携推進」に、医療と介護の連携マップの作成、医療連携パスの作成、利用者・患者情報共有システムの検討等、といったものが記載されているが、こういったところまできちんとシ

システム化しているところは多くない。また、施設が多いことも八王子市の特徴になる。現在の状況を分析して、そこに丁寧に地域包括ケアシステムとして盛り込める特徴を描いていけば、まとまるのではないか。

副座長：介護予防・日常生活支援事業については、市民に不安感があるのではないか。八王子市らしい地域包括ケアシステムをどうつくるかということでは、「(5) 介護予防・日常生活支援事業」と「(6) 元気高齢者の市民力・地域力の向上」で1つの地域包括ケアシステムがつくれるのではないかと思う。介護予防・日常生活支援事業について、厚労省の文書では、高齢者の社会参加という文言が随所に書かれている。その高齢者の社会参加は「(6) 元気高齢者の市民力・地域力の向上」にまさに一致してくる。これで1つのイメージ図をつくってほしい。

事務局：現在の図は、関連するものを示すことを重視しているが、その中に動きをどう入れていくのかも含めて指摘してほしい。また、イラストや配色についても指摘してほしい。

●事務局より『八王子市高齢者計画・第6期介護保険事業計画』第4章の説明

座長：新規事業が多く組み込まれているが、新たにできる高齢者計画と、上位計画である基本計画「八王子ビジョン 2022」や実施計画との整合性はどのようにとっているのか。財政状況厳しい中で、これだけ多くの事業が本当に出来るのかという危惧がある。

事務局：総合計画との調整については、後付でフロー的な意味でセットしていく分には、新しくできた計画なのでかまわないと担当所管から言われており、内容の趣旨としての整合性は取れている。今回掲載している新規事業は、必須で行うものが多くなっており、また、今まで各所管で事実上やっていた事業を、散らばっていたものをミッション化する意味で固めて打ち直しているものも含まれている。新規事業という表記にはなっているが、必ずしも新規の事業だけではなく、前回の計画に載っていないものを新規と表記しており、実施計画の中で計上しているものについても新規扱いとして掲載しているが、新規という扱いをどうするかについても、今後調整していく。

副座長：1点目は、『八王子版』地域包括ケアシステム イメージ図」では「サ高住など」と描かれているが、施策の中にはサービス付き高齢者向け住宅に関するものが入っていない。厚生労働省でもサービス付き高齢者向け住宅を推進しており、これについて施策として記載しなくてよいのか。2点目は、昨年度の社会保障審議会介護保険部会において、

社会保障制度改革国民会議の報告書を踏まえて、コンパクトシティ構想と地域包括ケアシステムを一体化して進めるべきだという意見が出ていた。その点について基本計画「八王子ビジョン 2022」との関連も踏まえて、新計画に記載する必要はないのか。

事務局：計画書（策定委員会向け原案）は完成されたものではなく、施策については今後追加や削減を行っていく。サービス付き高齢者向け住宅については、中核市移行に伴い市の責任も強くなるため、何らかの形で掲載する。また、コンパクトシティ構想との関連性については、現在都市計画マスタープランを策定中であり、八王子市を6地域に区分し、その中にコンパクトシティの考え方も盛り込まれている。都市計画マスタープランの6地域区分と、日常生活圏域の15圏域と一致はしていないこともあり、今回の八王子市高齢者計画・第6期介護保険事業計画には入れていない。

委員：「③高齢になっても元気に活躍できる場の推進」は、内容としては、老人クラブ支援、ふれあい・いきいきサロン支援、シルバー人材センター支援、とそれぞれ「支援」であるため、「できる場の推進」ではなく、「②市民力・地域力を醸成するための支援」に合わせる形で「するための支援」という表現の方がよいのではないかと。また、「14 老人クラブの支援」で6期計画中の目標が「クラブ数 230」となっているが、この数字の具体的な根拠は何なのか。

事務局：「③高齢になっても元気に活躍できる場の推進」の文言については検討する。現在記載されている目標数値については、確定のものではなく今後調整していく。

委員：「77 緊急通報システムの設置促進」について、条件が厳しく利用することが難しいといったケースが見受けられるが、見直しをする予定はあるのか。また、「10 地域における災害時要配慮者支援体制の推進」、「12 災害時におけるよう配慮者の安否確認」について、表現の仕方によっては高齢者あんしん相談センターが災害時に要配慮者の安否確認をするといった誤解を招く可能性があるため、表現について検討してほしい。「②高齢者を見守る体制の充実」についても、高齢者見守りネットワーク事業は、全地域包括支援センターで統一したやり方になっておらず、形骸化しているのが事実であり、検討が必要となっている。

委員：新規事業を実施するためには予算が必要だと思うが、新規事業について、福祉部全体で予算が決まっておりますそのなかで予算の割り振りを行っているのか、施策ごとに新しく予算を引っ張ってくるものなのか、準備や予算について具体的に説明してほしい。

座長 : 「①施設サービスおよび介護保険居宅サービス」の中に「平成 25 年における特別養護老人ホームへの入所希望者数は 1,800 人を超えています（中略）ただし、優先して入所させるべき方が 150 人おり」という文章があるが、介護保険事業は保険制度であるため、市が入所させるさせないということは基本的には発生しない。誤解のないような表記を行うよう。また、介護保険では施設整備が保険料を決める要素として大きく保険料に影響してくるため、何年に何床整備するのかといったことを明らかにする必要がある。策定委員会としても、1,800 人が求めていることをニーズとして受け止め、必要な数について提起していかなければならない。この施設サービスの部分については、きちんと書き込んでほしい。

事務局 : 緊急通報システムについては、身体上慢性疾患があるなど日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方およびそれに類する方が対象となっており、平成 24 年度に対象者が拡大し設置者数は順調に伸びており、今後も周知に努める。高齢者あんしんセンターの、高齢者の見守りや災害時における要配慮者への対応についての表記については再度調整する。予算については、実施計画のアクションプランで新規事業の枠を確保し、次に一般財政に要求して査定を受けるという 2 回のハードルをクリアする必要がある。今回は制度改正の時期の関係もあり、アクションプランに計上していなくても財政に要求するというものもある。

施設整備については、第 3 回策定委員会での説明に比べ計画書の記述が雑駁であり、誤解を招く表現になっているため訂正する。第 3 回策定委員会で説明した通り、待機者 1,801 人のうち、直ぐにでも対応しなくてはならない入所指針の点数が満点の方が 150 人となっており、そういった内容が分かるような表現に直す。現行計画策定時の調査から 3 年間で満点の方が 50 人増えており、今後 3 年間でも満点の方が 50 人増加すると見込んで第 6 期計画末の人数を 200 人としている。現行計画中に 117 床の特別養護老人ホームの整備を進めており、第 6 期計画では地域密着型老人福祉施設 3 か所の整備を予定しており、残りの 83 床についてはそこで対応する。広域型施設サービスについては第 6 期計画の中の新規整備は計画していない。

委員 : 「③医療と介護の連携推進」について、新規事業が並んでいるが、内容を見るとそれぞれ検討するといった記述が多く、具体的なものが見えてこない。また、高齢者福祉課、介護保険課、地域医療政策課というように、それぞれの課で担当するものが分かれているが、どういった

根拠で担当する課が決められているのか。各課の横の連携はどうなっているのか。

座長 : 計画をつくるにあたって、あれもやるこれもやるではなく、きちんと負担の部分も含めて表記する必要がある。予算の確保と責任を持つ所管を明記することで初めて実効性が担保される。

委員 : 日常生活圏域について、「大和田」と「ゆうゆう」という2つの表記があるがどうなっているのか。また、大横圏域は平成27年度にできると聞いたがどうなっているのか。

事務局 : 名称の表記については統一する。大横の福祉センターの改築が完成するのは平成27年度だが、圏域としてスタートするのは平成28年度となっている。

委員 : 「3-3 介護保険施設の適正な配置と運営のしくみづくり」の表では、「日常生活圏域(15(※16)圏域)」とあり、新規圏域については大横しか記載されていない。第6期計画中は16圏域でいくということになるのか。

事務局 : 平成28年度に大横圏域を、平成29年度に恩方圏域を設定し、第6期計画中に17圏域を計画している。

委員 : 日常生活圏域別計画の「3圏域内の情報・課題など」の記述の仕方として、客観的なデータではないものに関しては、これを見た地域の方がどう思うのかも考えなければいけない。

事務局 : 内容は仮のものであり、これから地域包括支援センターと調整して文章をつくっていく。

(4) その他

●事務局より資料説明

『実態調査結果報告書』について

・今後の予定について

●次回会議 11月25日(火)午後3時00分～午後5時00分 職員会館2階 第2・第3会議室